

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3024号)

令和5年10月24日

横 情 審 答 申 第 3024号
令 和 5 年 10月 24日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年12月8日教西指第473号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「学校の対応記録（教西指第259号の開示文書内にある教師よる、児童・生徒に対して虐め、虐待、暴力等の調査報告書及びそれに関する文書の全文）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「学校の対応記録（教西指第259号の開示文書内にある教師よる、児童・生徒に対して虐め、虐待、暴力等の調査報告書及びそれに関する文書の全文）」を一部開示とした決定のうち、別表1及び別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年10月13日付で行った「学校の対応記録（教西指第259号の開示文書内にある教師よる、児童・生徒に対して虐め、虐待、暴力等の調査報告書及びそれに関する文書の全文）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 非開示とした部分のうち、学校名及びいじめの被害児童（以下「被害児童」という。）の保護者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
- (2) 非開示とした部分のうち、対応日及び個人が特定できる記載については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
- (3) 非開示とした部分のうち、被害児童及びその保護者並びに関係児童の心情、発言内容その他本件の詳細に関する内容（以下「被害児童の心情等」という。）につい

ては、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示では情報の隠蔽行為である。全部開示を要求する。
- (2) 教師による暴行、暴言などの部分は、公務中の行為であり、どのように児童に対して非人道的なことを行ったのかを明らかにする意味でも情報は公開されるべきである。また、学校側の対応が適切だったかも知る上で公開すべき情報である。
- (3) 上っ面だけで反省など微塵も感じられない対応は、反社会集団より反社会的な行動であり、被害児童の個人情報以外は、公務員の言動であり公開情報に当たる。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 教職員に係る訴えがあった場合の対応について

実施機関によると、教職員の言動による被害を受けた児童・生徒やその保護者から訴えがあった場合には、当該児童・生徒が在籍する学校の校長は、関係する教職員や児童・生徒等から聞き取り等を行い、正確な事実関係の把握に努めるとのことである。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校（以下「特定小学校」という。）のいじめ事案に関する対応記録であり、特定小学校の教員が関係者から聞き取りした内容やそれに伴う特定小学校の対応の内容が日時とともに記載されている。

本件処分において、実施機関は、被害児童の保護者の氏名、対応日、学校名、個人が特定できる記載及び被害児童の心情等を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。なお、実施機関の説明によると、個人が特定できる記載とは、被害児童の学年又は学年が推測できる情報及び関係児童のイニシャル（以下

「被害児童の学年等」という。)を指しているとのことである。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。

ウ 被害児童の保護者の氏名について

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 対応日について

実施機関は、対応日については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別されるおそれがあることから、非開示としている。実施機関が対応日に当たるとして非開示とした別表1に示す部分には月日及び曜日が記載されているが、これらを開示したとしても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別されるおそれがあるとは認められないため、本号本文に該当しない。

オ 学校名及び被害児童の学年等について

実施機関は、学校名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示としており、被害児童の学年等については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別されるおそれがある

ことから非開示としている。

学校名及び被害児童の学年等については、直接個人を特定できる情報ではないものの、本件はいじめという機微にわたる事案であり、これらの情報を公にすると、地域住民や学校の関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別できるおそれがある情報であることは否定できない。したがって、学校名及び被害児童の学年等については、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ 被害児童の心情等について

実施機関は、被害児童の心情等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、非開示としているが、被害児童の心情等のうち別表2に示す部分には、学校に常設している委員会の名称やいじめ事案が発生した場合の学校の対応として一般的な内容が記載されていた。これらの情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので、別表2に示す部分に係る情報は、本号本文に該当しない。その余の部分に係る情報は、被害児童及びその保護者並びに関係児童の学校や家庭内での行動や当時の心情等、通常他人には知り得ない内容が記載されており、公にすることで、被害児童及びその保護者並びに関係児童の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表1及び別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

別表1 実施機関が対応日に当たるとして非開示とした部分

該当ページ	開示すべき部分
1 ページ	1 行目の 5 文字目及び 7 文字目
	3 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目
	19 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目
	22 行目の 12 文字目及び 13 文字目
	27 行目の 5 文字目及び 7 文字目
2 ページ	6 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目
	36 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目
3 ページ	20 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目
	37 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目
4 ページ	19 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目
	33 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目
5 ページ	2 行目の 15 文字目及び 16 文字目
	7 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目
	17 行目の 1 文字目、2 文字目及び 5 文字目

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

別表2 実施機関が非開示とした被害児童の心情等のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

該当ページ	開示すべき部分
1 ページ	1 行目の 9 文字目から 15 文字目まで
	2 行目の 8 文字目から 19 文字目まで
	13 行目の 1 文字目から 5 文字目まで
	16 行目の 10 文字目から 14 文字目まで
	17 行目の 15 文字目から 21 文字目まで
	23 行目の 23 文字目から 28 文字目まで
	26 行目の 1 文字目から 5 文字目まで
	37 行目の 1 文字目から 9 文字目まで
	39 行目の 1 文字目から 5 文字目まで
2 ページ	16 行目の 1 文字目から 5 文字目まで
	20 行目の 1 文字目から 26 文字目まで
	21 行目の 19 文字目から 23 文字目まで
	30 行目の 1 文字目から 5 文字目まで
	34 行目の 1 文字目から 7 文字目まで
	38 行目の 1 文字目から 6 文字目まで
3 ページ	7 行目の 1 文字目から 6 文字目まで
	16 行目の 1 文字目から 5 文字目まで
	33 行目の 1 文字目から 5 文字目まで

	39行目の1文字目から6文字目まで
4ページ	5行目の1文字目から5文字目まで
	6行目の5文字目から10文字目まで
	15行目の1文字目から5文字目まで
	30行目の1文字目から5文字目まで
5ページ	4行目の12文字目から16文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年12月8日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年1月20日 (第277回第三部会)	・諮問の報告
令和4年1月25日 (第357回第一部会)	
令和4年1月26日 (第411回第二部会)	
令和5年7月27日 (第375回第一部会)	・審議
令和5年8月22日 (第376回第一部会)	・審議
令和5年9月26日 (第377回第一部会)	・審議